

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、和解及び損害賠償の額を次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

平成30年6月14日提出

亀岡市長 桂川孝裕

専決第7号

専 決 処 分 書

和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年5月16日

亀岡市長 桂川孝裕

和解及び損害賠償額の決定について

平成29年9月21日付けで訴えのあった平成29年（ワ）第50号損害賠償請求事件について下記のとおり和解し、損害賠償の額を決定する。

平成30年5月16日専決

亀岡市長 桂川孝裕

記

1 和解の相手方

原告 亀岡市在住
18歳男性

2 事件の内容

相手方は、平成28年8月27日に、亀岡市東つつじヶ丘都台2丁目の市道東つつじヶ丘中央線を歩行中に、道路管理の瑕疵により陥没及び割れ目が生じていた箇所ですり足を挟み、内側に捻り転倒したとして、損害賠償金及びこれに対する遅延損害金の支払いを求める訴えを平成29年9月21日付けで、京都地方裁判所園部支部に提起したものである。

3 和解条項

- (1) 本市は、相手方に対し、本件解決金として10万円の支払義務があることを認める。
- (2) 本市は、相手方に対し、前号の金員を、平成30年6月末日限り、相手方指定の預金口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は、本市の負担とする。
- (3) 相手方は、その余の請求を放棄する。

- (4) 相手方及び本市は、両者間に本件に関し、本和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (5) 訴訟費用は、各自の負担とする。

和解及び損害賠償額の決定について

1 和解の相手方

原告 亀岡市在住
18歳男性

2 事件の内容

相手方は、平成28年8月27日に、亀岡市東つつじヶ丘都台2丁目の市道東つつじヶ丘中央線を歩行中に、道路管理の瑕疵により陥没及び割れ目が生じていた箇所ですり足を挟み、内側に捻り転倒したとして、損害賠償金及びこれに対する遅延損害金の支払いを求める訴えを平成29年9月21日付けで、京都地方裁判所園部支部に提起したものである。

3 和解条項

- (1) 本市は、相手方に対し、本件解決金として10万円の支払義務があることを認める。
- (2) 本市は、相手方に対し、前号の金員を、平成30年6月末日限り、相手方指定の預金口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は、本市の負担とする。
- (3) 相手方は、その余の請求を放棄する。
- (4) 相手方及び本市は、両者間に本件に関し、本和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (5) 訴訟費用は、各自の負担とする。